

令和6年度事業計画

平成30年9月の胆振東部地震以来、幸いにも北海道では甚大な自然災害は発生していないものの、全国をみれば、毎年のように記録的な豪雨災害が発生している。また、本年1月には能登地方を中心に大規模な地震災害も発生した。いつ発生するかわからない自然災害に備え、強靱な国土づくりを推進していくために、当協会の果たすべき役割はますます重要となっている。

このような中で、(一社)北海道土木コンクリートブロック協会は、以下の通り事業計画を策定し、北海道の土木事業の推進並びに国土の保全に寄与するための活動を展開する。

1. 本会の目的を達成するために必要な事項

(1) 組織力の強化

社会基盤整備事業、災害復旧事業や防災・減災対策等に必要不可欠な土木コンクリートブロック製品を安定的かつ継続的に供給するという社会的使命を果たすべく、喫緊の課題に共通の認識を持って適切に対処する。また働き方改革や引き続き人材育成・技術力向上に取り組み、会員が一致団結し組織力の強化に努める。

(2) 需要量の確保

ここ数年の需要低迷に加え、大きな自然災害がなかったことも相俟って、令和5年度の販売高はかつてない厳しい状況となっている。しかし、社会資本の整備や頻発する自然災害に対し、業界として迅速・確実に土木コンクリートブロック製品を供給するためには、安定した需要見通しの下、計画的に生産できる体制の維持が重要である。持続的な需要確保・拡大とともに、突発的な災害への備蓄を促進するよう、粘り強く関係機関に働きかける。

(3) ブロックの適正価格に向けた活動

原材料価格や人件費等、製造原価を押し上げる要因は依然継続していることから、適正な販売価格の実勢価格への反映と、関係機関に対する積算価格への要望を継続する。

(4) 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」への対応

災害復旧工事における明度、テクスチャーに配慮した護岸整備等、本基本方針に確実に対応していくため、発注者からの情報収集に努めるなど、引き続き適切に取り組んでいく。

(5) アイ・コンストラクションの取り組みの強化

国土交通省の重要政策である「i-Construction」（アイ・コンストラクション）や、働き方改革の推進に合わせ、北海道プレキャスト製品協議会（北海道コンクリート製品協会、RPCA 北海道支部、当協会）と連携強化を図りながら、コンクリート工の生産性向上に向けた情報収集、意見交換や議論等を行い、実効性のある取り組みの強化を図る。

(6) 大型化への対応

建設業界は、慢性的な人手不足の解消、週休二日制の導入や時間外労働の抑制等を実現するため、コンクリート製品の大型化を各発注者に要望しており、当協会も大型化への対応を進めていく必要がある。

控え 35cm のまま大型化したブロック積擁壁については、（公社）全国土木コンクリートブロック協会が、「積みブロックの構造特性確認マニュアル（案）」に沿って行う、構造特性の確認及び構造特性確認書の発行業務に申請し、構造特性が確認されたものを提供していく。ユニット式連結ブロックについては、河川事業設計要領の改訂で、交付金工事でも選定できるようになり、既に発注段階から交付金工事に採用する建設管理部もあることから、供給に支障がないよう生産体制の強化を図る。

(7) 低炭素型コンクリートブロック促進への対応

令和 5 年度は、国土交通省の高炉スラグ微粉末 55% 置換に加え、北海道開発局独自仕様による低炭素型コンクリートブロック試行工事を行っている。令和 6 年度も引き続き試行工事へ対応するとともに、今後の本工事採用に備え、生産技術の確立及び供給エリアの拡大に努める。

(8) 「災害時の資材調達に関する協定」の堅実な実行

「災害時における資材調達に関する協定」が、北海道開発局長、北海道知事並びに札幌市長と締結されている。

平常時から防災連絡体制（緊急連絡網）の整備および最新の資材保有状況の提供（報告）など、迅速な資材調達体制の維持・強化を堅実に実行するとともに、災害時には被害の拡大防止及び早期の応急対策に寄与する。

(9) 土木用コンクリートブロック技士制度の普及推進

幅広い知識を有する土木用コンクリートブロック技術者の技術力向上と社会的地位の確立のため（公社）全国土木コンクリートブロック協会の認定事業である「土木用コンクリートブロック技士制度」の普及を推進する。

(10) 河川事業の推進に関する行事への参加

北海道開発局及びその流域の自治体が主催する水防公開演習に参加して、根固めブロックの運搬や、協会の活動を紹介するブースを設置するなどして土木用コンクリートブロックに関する理解の普及に努める。

2. 土木用コンクリートブロックの施工技術・生産技術並びに製品・素材に関する講習会・研修会等の開催

(1) 業界の知識及び技術力の向上を図るため技術研修会を開催する。

(2) (公社) 全国土木コンクリートブロック協会主催による「土木用コンクリートブロック技士」の認定試験及び登録更新のための技術講習会の開催に対し積極的に協力する。

3. 土木用コンクリートブロックに関する情報、資材等の収集及び提供

(1) 業界の実態や需要量の動向等を把握するため、引き続き会員各位の協力を得て調査を行い、統計資料を会員及び関係機関に提供し、広報活動に役立てる。(四半期毎の生産・販売報告等)

(2) (公社) 全国土木コンクリートブロック協会が行っている、蒸気養生を行ったコンクリート製品の耐久性に関する試験や共同研究について情報収集及び情報共有を行う。

(3) 会員名簿を発行する。